

岩国市立灘中学校 部活動運営方針

1 ねらい

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等を図る。
- (3) 興味・関心を同じくする異年齢集団における活動を通して、リーダー性、協調性等の社会性を育む。
- (4) 生涯にわたって運動文化・芸術文化に親しもうとする態度や、その基礎を養う。

2 活動内容

(1) 運営について

- ① 顧問、学級担任、保護者等が連携し、円滑な運営を心がける。
- ② 必要に応じて部活動顧問会議等を実施し、部活動運営における意志の疎通に努める。
- ③ 定期的にキャプテン・部長会議、部活動集会等を開催し、努力目標などの共通化・意識化を図る。
- ④ 部活動懇談会を開催し、保護者と顧問による円滑な運営について共通理解を図る。
- ⑤ 部活動全体の推進を図るため、校内に部活動担当教員を配置する。

(2) 活動について

- ① 活動方針、活動計画等に沿って、計画的に活動する。
- ② 活動計画は、翌月が始まる2週間前を目安に作成し、生徒及び保護者等に配付する。
- ③ 原則として、顧問がついて指導にあたる。(出張等で不在の場合は、教員間で連携をとって指導にあたる)
- ④ 安全管理には十分留意した活動を行うとともに、けが等が起きた場合は、速やかに処置を行い、適切に対応する。
- ⑤ 使用する設備の点検及び整頓・清掃、校舎の施錠等は顧問が責任をもって行う。

(3) 休養日について

- ① 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
平日は原則水曜日を休養日とし、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。
週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。ただし、定期テスト週間内の休日については、休日休養日の振り替え日にはしない。
- ② 長期休業中も、学期中に準じた扱いとする。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(4) 活動時間

- ① 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。ただし、大会やコンクール、錬成会、練習試合等ではこの限りではない。
- ② 朝練習については、原則行わない。ただし、大会やコンクール準備等で始業前に活動する必要がある場合は、事前に校長の許可を得て、保護者、生徒、教員に周知し、活動することができる。その場合の活動時間は、7時30分～8時00分までとする。

③ 活動終了時刻および下校完了時刻は、次のように定める。

期 間	4月～8月	9月	10月	11月	12月～1月	2月	3月	休日・長期休業
活動終了時刻	17:45	17:30	17:15	17:00	16:45	17:00	17:30	各時期の終了・総下校に準ずる
総下校	18:00	17:45	17:30	17:15	17:00	17:15	17:45	

※ 活動終了時刻には後片づけに入り、下校完了時刻までに校門を通過する。

※ 活動時間の延長は、活動時間①に基づいた上、保護者の承諾・職員会への届けをもって、学校長が許可する。

(5) 服装について

- ① 部活動の服装・カバンは、学校で通常認められている服装（制服、体操服、規定のジャージ）・カバンとする。ただし、その部の日常の部活動で、どうしても必要と思われる場合には、前述以外のものも認められる。
- ② 下校時には、部活動の服装で下校しても良い。休日については、部活動の服装で登下校しても良い。

(6) 入部・転部・退部について

- ① 入部は希望制(任意加入)とするが、部活動の目的・方針を踏まえ積極的に入部を促す。
- ② 1年生は部活体験をし、自らの適性を考慮し、3年間続けられる部を選択する。
- ③ 原則として3年間同一の部で活動するものとする。
- ④ やむを得ない転部・退部は顧問・担任・家庭との十分な話し合いの上、決定する。
- ⑤ 社会体育団体・社会教育団体に所属する生徒も、希望があれば、顧問・担任・家庭との十分な話し合いの上、入部できる。

3 その他

- (1) 規律違反その他好ましくない状況があった場合には、一定期間活動を停止させることがある。
- (2) 部の休部・削減については、生徒数・部員数・教職員数などを考慮し、灘中学校部活動規約に沿って検討、決定していく。
- (3) 活動予算は、PTA予算から計上され、年度初め（生徒総会）に提示する。
- (4) 定期テストの部活中止は、中間テストは5日前、期末テストは1週間前からとする。
- (5) 特別警報、警報が発令されている中での活動は、原則行わない。ただし、警報の種類や天候の状況、今後の予報を踏まえ、生徒の安全確保ができる場合は、校長の判断の下、活動をすることもある。状況活動中に特別警報、警報が発令された場合は、生徒の安全を第一に考えた対応を行う。
- (6) 顧問は、休養日の設定、生徒の疲労等を考慮し、参加する大会やコンクール等を精選する。なお、参加については校長の許可を得る。